

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目 次

規 則	ページ
◎高知県漁業調整規則の一部を改正する規則	1
告 示	
◎高知県漁業調整規則によるさんご漁業に係る漁獲成績報告書の様式の定め（漁業管理課）	1
○高知県収入証紙売りさばき人の代表者の氏名の変更の届出（会計管理課）	2
公 告	
○争議の予告（雇用労働政策課）	2
○土地改良区の役員の就退任（農業基盤課）	2
高知県教育委員会規則	
◎へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則	3
高知県公安委員会規則	
◎高知県警察組織規則の一部を改正する規則（4・26揭示）	4
高知県人事委員会規則	
◎職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	4
入札公告	
○一般競争入札（放置駐車違反現場処理端末の借入れ）の公告（警察本部会計課）	4
正 誤	
◎正誤（平24・3・23付け 規則）	6

規 則

高知県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成24年5月15日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第51号

高知県漁業調整規則の一部を改正する規則

高知県漁業調整規則（昭和48年高知県規則第14号）の一部を次のように改正する。

目次中「第57条」を「第57条の2」に改める。
第3章中第57条の次に次の1条を加える。

（さんご漁業に係る漁獲成績報告書の提出）

第57条の2 さんご漁業（あかさご、ももいろさんご又はしろさんごの採捕を目的として営むものに限る。）について漁業の許可を受けた者は、毎月の漁獲成績報告書を翌月末日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の漁獲成績報告書の様式は、知事が別に定めて公示する。

附 則

この規則は、平成24年5月30日から施行する。

告 示

高知県告示第333号

高知県漁業調整規則（昭和48年高知県規則第14号）第57条の2第2項の規定により、さんご漁業に係る漁獲成績報告書の様式を次のとおり定め、平成24年5月30日から施行する。

平成24年5月15日

高知県知事 尾崎 正直

さんご漁業に係る漁獲成績報告書

年 月 日

高知県知事 様

許可番号 第 号
所属
船名
住所
氏名 ㊞

年 月分

操業日								計
漁区								
ひき網回数								
操業時間	開始時刻							
	終了時刻							
	操業時間数							
生木漁獲量 (g)	あかさご							
	ももいろさんご							
	しろさんご							
	計							

さんご漁業を操業しなかった場合は、その理由

理由記入欄

高知県告示第334号

高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第8条の規定により売りさばき人の代表者の氏名の変更について届出があったので、同規則第4条第7項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成24年5月15日

高知県知事 尾崎 正直

1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名

(変更前) 高知市本町二丁目3-31 LSビル3階
社団法人高知県警備業協会
会長 藤崎 健一

(変更後) 高知市本町二丁目3-31 LSビル3階
社団法人高知県警備業協会
会長 佐野 博三

2 変更年月日

平成20年7月2日

公 告

平成24年4月25日付けをもって精華園職員労働組合執行委員長和田有加から次のとおり争議行為を行う場合がある旨の通知があったので、公表する。

平成24年4月26日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

1 事件

夏季一時金要求について

2 日時

平成24年5月10日午前零時以降、要求貫徹までの連日又は短時間にわたる期間

3 場所

医療法人精華園海辺の杜ホスピタル

4 争議行為の概要

ストライキ、怠業その他全ての争議行為を行う。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、高知市潮江土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の出があった。

平成24年5月15日

高知県知事 尾崎 正直

役名 氏 名 住 所

(退任)

理事 高石 豊正 高知市大原町 94-1

(就任)

理事 杉本 政弘 高知市小石木町190-1

教育委員会規則

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成24年5月15日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第7号

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則

へき地等学校等を指定する規則（平成16年高知県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1級の吾川郡のいの町の項を次のように改める。

いの町	勝賀瀬小学校	平成16年10月1日
	柳瀬小学校	〃
	清水第一小学校	〃

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会規則

高知県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成24年4月26日（掲示済）

高知県公安委員会委員長 山崎 實樹助

高知県公安委員会規則第8号

高知県警察組織規則の一部を改正する規則

高知県警察組織規則（平成6年高知県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第17条第10号を同条第11号とし、同条第5号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同条第4号中「暴力団」を「暴力団等」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2）暴力団等による保護対象者に対する危害を未然に防止するための保護対策に関すること。

第38条第3号エ中「意見聴取官」を「意見聴取官、保護対策官」に改める。

第57条第1項中「意見聴取官」を「意見聴取官及び保護対策官」に改め、同条中第7項を第8項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 保護対策官は、上司の命を受け、課の所掌事務のうち、保護対策に関する事務を総括処理する。

附 則

この規則は、平成24年4月27日から施行する。

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年5月15日

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

高知県人事委員会規則第21号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和32年高知県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

第5条中「次の各号に」を「次に」に、「選考によって行うことができる」を「選考によるものとする」に改め、同条第6号中「別表第2に掲げる」を「、国家試験その他法令に基づく免許又は資格を有する者その他専門的な技術、知識又は経験を有する者をもって充てるべきものとして人事委員会が別に定める」に改め、同条第7号中「規定するもの」を「掲げる場合」に改める。

第6条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第2号中「規定するもの」を「掲げる場合」に改める。

第7条第1項中「次の各号に」を「次に」に、「第1号」を

「、第1号」に、「及び」を「又は」に改め、同項第1号中「による」を「に規定する」に改め、同項第3号中「、人事委員会」を「人事委員会」に改め、同条第4項中「別途」を「別に」に改める。

第8条ただし書中「条件付採用」を「、条件付採用」に改める。

第9条第2項中「別表第3」を「別表第2」に改め、同条第3項中「必要と」を「必要があると」に改める。

第10条中「次の各号に」を「次に」に、「行う」を「行うものとする」に改め、同条第8号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改める。

第11条第2項中「すべての」を「全ての」に改め、「又は高知県公報による公告」を削る。

第12条第1項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第6号中「経路」を「手順」に改め、同項第7号中「その他必要と」を「前各号に掲げるもののほか、人事委員会が必要があると」に改める。

第14条第1項中「別表第4」を「別表第3」に改め、同条第2項中「のほかに」を「の規定によるほか、」に改め、同条第3項中「認める場合は」を「認めるときは、」に改める。

第14条の2第1項中「及び」を「又は」に改め、同条第2項中「次の」を「次に掲げる」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、任用候補者の経歴等を考慮して人事委員会が特に認める場合は、その全部又は一部の添付を省略することができる。

第14条の2第2項第1号カ中「その他」を「アからオまでに掲げるもののほか、」に、「必要と」を「必要があると」に改め、同項第2号ア中「に該当する」を「に規定する」に改め、同号イ中「その他」を「アに掲げるもののほか、」に、「必要と」を「必要があると」に改める。

第15条第1項中「確定する」を「確定するものとする」に改め、同条第2項中「による」を「によるものとする」に改め、同条第4項ただし書中「及び」を「又は」に改める。

第16条第1項中「第21条」を「第21条第1項」に、「職につき」を「職について」に改める。

第17条第4号中「定めるもの」を「掲げる場合」に改め、同条第10号中「掲げるもの」を「掲げる場合」に、「人事委員会が」を「人事委員会が別に」に改める。

第19条中「、当該名簿」を「当該名簿」に改め、同条第1号中「条件付採用期間中」を「条件付採用期間中」に、「人事委員会」を「、人事委員会」に、「適当と」を「適当である」とに改め、同条第3号中「それらの」を「これらの」に改め、同条第4号中「適当と」を「適当である」とに改める。

第21条第1項第4号中「掲げるもの」を「掲げる場合」に、

「人事委員会が」を「人事委員会が別に」に改める。

第21条の2中「次に掲げる場合には」を「次の各号のいずれかに該当する場合は」に改め、同条第1号中「第17条」を「第17条（第1号及び第7号から第9号までを除く。）」に改め、「（同条第1号又は第7号から第9号までのいずれかに掲げる場合に該当して削除したときを除く。）」を削る。

第23条第1項ただし書中「同じ」を「、同じ」に、「決めがたい」を「決め難い」に、「こえて」を「超えて、」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第2項中「最も適当と」を「、最も適当である」とに、「前項の名簿から」を「同項の名簿から」に改め、同条第3項中「最も適当と」を「、最も適当である」とに改める。

第24条の見出し中「場合」を「場合の提示等」に改める。

第25条の見出し中「附加提示」を「付加提示」に改め、同条中「、任用候補者」を「任用候補者」に、「適当と」を「適当である」とに、「附加して」を「付加して」に改める。

第26条第1項中「10日以内に」を「人事委員会が定める期間内に」に改め、同条第2項中「届」を「届出」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第3項中「届」を「届出」に改める。

第27条中「届」を「届出」に、「次の各号の一に」を「次の各号のいずれかに」に改め、同条第1号中「又は」を「、又は」に改め、同条第4号中「その他」を「前3号に掲げるもののほか、」に改める。

第29条中「又は通知」を「若しくは通知」に、「もしくは」を「又は」に、「又は昇任させる」を「、又は昇任させる」に改める。

第31条の見出しを「（委任）」に改め、同条中「人事委員会が」を「人事委員会が別に」に改める。

別表第2を削り、別表第3を別表第2とし、別表第4を別表第3とする。

附 則

（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行する。（一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部改正）
- 一般職の任期付職員の採用等に関する規則（平成14年高知県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「別表第3」を「別表第2」に改める。

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成24年5月15日

高知県警察本部長 加藤 晃久

<p>1 入札に付する事項</p> <p>(1) 借入物品の名称及び数量 放置駐車違反現場処理端末 一式</p> <p>(2) 借入物品の特質等 入札説明書による。</p> <p>(3) 借入期間 平成24年10月1日から平成29年9月30日まで</p> <p>(4) 借入場所 高知県警察本部</p> <p>(5) 入札方法</p> <p>ア 入札金額は、この入札公告に示した借入物品の借入期間の貸貸借料（保守料金を含む。）の月額を入札書に記載すること。</p> <p>イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 入札参加資格</p> <p>次に掲げる全ての要件を満たす者は、この一般競争入札に参加することができる。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 高知県における「平成24～26年競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。</p> <p>(3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。</p> <p>(4) 入札説明書に示した借入物品の要求仕様に合致した物品及び数量を確実に納入し得ることを証明し、かつ、契約を完全に履行する業務の実施体制及び能力を備えている者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>3 契約条項を示す場所等</p> <p>(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 郵便番号780-8544 高知市丸ノ内二丁目4-30 高知県警察本部警務部会計課用度係 電話番号088-826-0110（内線2252）</p>	<p>(2) 入札説明書の交付方法 平成24年5月15日（火）から同年6月25日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の間に（1）の交付場所で交付する。</p> <p>(3) 入札及び開札の日時及び場所</p> <p>ア 日時 平成24年6月27日（水）午前11時 郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成24年6月26日（火）午後5時までに（1）の交付場所に必着すること。</p> <p>イ 場所 高知市丸ノ内二丁目4-30 高知県警察本部8階 801会議室</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金 高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。</p> <p>(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した借入物品の機能等証明書及び借入物品を納入することができることを証明する書類を平成24年6月15日（金）午後5時までに3の（1）の交付場所に提出しなければならない。また、開札の日までの間において、高知県警察本部長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札の無効 この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(5) 落札者の決定方法 規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。</p> <p>(6) 手続における交渉の有無 無</p> <p>(7) 契約書作成の要否 要</p> <p>(8) 資格審査に関する事項 2の（2）に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、高知県知事が定める申請書に必要な書類を添えて、高知県会計管理局総務事務セン</p>	<p>ターに提出すること。ただし、平成24年5月31日（木）までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。</p> <p>なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。</p> <p>(9) 関連情報を入手するための照会窓口 3の（1）に同じ。</p> <p>(10) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be leased: The terminal unit to deal with illegal parking on the site 1 set</p> <p>(2) Deadline for tender (by hand) : 11:00 A.M. on Wednesday 27 June 2012</p> <p>(3) Deadline for tender (by registered mail) : 5:00 P.M. on Tuesday 26 June 2012</p> <p>(4) Contact: Police Administration Department, Accounting Division, Kochi Prefectural Police Headquarters, 2-4-30 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8544 Japan Tel: 088-826-0110 (ext. 2252)</p>
--	--	--

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平24・3・23	号外5	◎規則	1	右 (9)	高知県税規則(昭和33年高知県規則第11号)の一部を次のように改正する。	高知県税規則(昭和33年高知県規則第1号)の一部を次のように改正する。
			2	右 (1)	別記第53号様式中「第72条の49第3項」を「 <u>第72条の48の2第3項</u> 」に改める。	別記第53号様式中「第72条の49第3項」を「 <u>別記第72条の48の2第3項</u> 」に改める。
			5	左 (18・19)	2 この規則による改正前の高知県税規則別記第68号様式の2、別記第69号様式、 <u>別記第75号様式及び別記第78号様式の2は、</u>	2 この規則による改正前の高知県税規則別記第68号様式の2、別記第69号様式、 <u>別記75号様式及び別記78号様式の2は、</u>
	号外6	◎規則	2	左 (7)	第17条の次に次の <u>8条</u> を加える。	第17条の次に次の <u>9条</u> を加える。